

(2) 支障事案の報告について

平成18年11月17日

苦情処理調査部会



第5号様式 (第11条)

支障事案等報告書

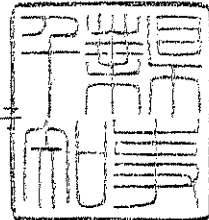
政法第 195 号

平成18年10月16日

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷一照 様

(実施機関等) 千葉県知事 堂本 暁 様



情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案がありましたので、次のとおり報告します。

支障事案等 発生年月日	平成18年4月1日請求 平成18年4月11日～平成18年5月2日決定
事案の内容	実施機関では確認できない事実(請求人の主観に基づく事実)を前提とした表現を記載しているため、一読しただけでは請求趣旨が理解できない請求。 開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」の欄に、「千葉県健康福祉部保険指導課が介護保険法や同法に関する国からの事務連絡の解釈等を間違えていたことがわかる一切の書類(国保調整交付金の手続きも含む)」と記載されている。
実施機関の対応	対象文書が存在しないことを理由とした不開示決定をした。 ・9件の不開示決定(政策法務課を含む9所属で決定書を作成)
特記事項	実施機関は事実を確認できないので文書の特定ができない。やむを得ず、その事実があった場合に存在するであろう文書を仮定し、その文書は保有しないので不存在を理由とする不開示決定、という対応をしている。 文書の存否が事実の有無の問題になっている。 今後の対応として、以下の方針で臨みたい。 条例第7条第1項4号の「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないとして、同条第2項により文書による補正を求める。 相当の期間を経過しても補正に応じない場合は、必要的記載事項が記載されていないとして、請求を却下することも検討する。 この却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、審査会への諮問は要しない。

- 関連資料
- 1 事案に関する書類(開示請求書・決定書等)
 - 2 類似事例(同人が提出した開示請求で、不存在を理由とする不開示決定をしたものの一覧)
 - 3 他の都道府県における事例(全国調査の結果)
 - 4 国の答申事例(特定困難ではないとした事例、特定困難と認めた事例)





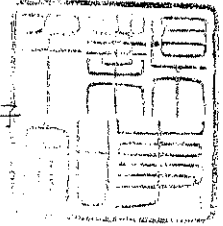
行政文書不開示決定通知書

政 法 第 2 1 号

平成18年4月13日

様

千葉県知事 堂本 暁子



平成18年4月1日付けの開示請求について、千葉県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	別紙のとおり
開示しない理由	開示請求に係る行政文書を保有していないため。(請求に係る行政文書を作成又は取得していない。)
開示しない理由が消滅する期日	
担当課(所)	千葉県総務部政策法務課政策法務室 電話番号 043-223-2158
備考	(請求書の收受日 平成18年4月3日、決定日 平成18年4月13日)

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 「開示しない理由が消滅する期日」は、開示請求のあった行政文書を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

別紙

千葉県健康福祉部保険指導課が介護保険法や同法に関する国からの事務連絡の解釈等を間違えていたことがわかる一切の書類（国保調整交付金の手続きも含む）

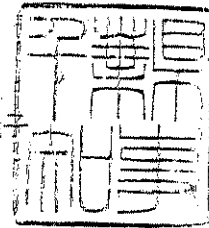
行政文書不開示決定通知書

保指第145号

平成18年4月28日

様

千葉県知事 堂本 暁子



平成18年4月1日付けの開示請求について、千葉県情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る行政文書の件名又は内容	千葉県健康福祉部保険指導課が介護保険法や同法に関する国からの事務連絡の解釈等を間違えていたことがわかる一切の書類（国保調整交付金の手続きも含む）
開示しない理由	開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）
開示しない理由が消滅する期日	
担当課（所）	千葉県健康福祉部保険指導課介護保険室 国保指導室 電話番号 043-223-2386 043-223-2375
備考	（請求書の收受日 平成18年4月3日、決定日 平成18年4月28日）

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 「開示しない理由が消滅する期日」は、開示請求のあった行政文書を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

特定困難な請求に対する対応調査結果

都道府県	(1)事例の有無	(2) 請求概要		請求への対応	手段	請求者の対応	決定	備考
		請求年月	請求概要					
北海道	有	H17.12	児童相談所に対する児童虐待に関する各種文書	イ 趣旨確認	ア 文書	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定 イ 文書不存在理由とする不開示決定	
青森県	有	H18.7	「日本国憲法の前文の目的完成の解釈と科学的全体奉仕などの公務員法の目的の解釈を」と解釈してあるのか、と解釈してあるのか、どちらを事前に選択してきたのかの公務基礎資料を請求する。」のように、請求趣旨が理解できない請求。	ア 補正要求	ア 文書	エ 回答なし	エ 文書不特定を理由とする却下	
岩手県	無							
宮城県	有	複数	文面だけを見て行政文書を特定するのが困難なものは、多数ある。	イ 趣旨確認	エ 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定 イ 回答あり・文書不存在	ア 開示・不(部分)開示決定 イ 文書不存在理由とする不開示決定	開示請求を窓口で受け付ける場合には、出来る限り担当する課等の職員を同席させ、行政文書の特定が円滑に行われるようにしている。また、FAX、電子メール、郵送等による開示請求があった場合で、文面のみでの特定が困難な場合には、担当課職員等が請求者に対して直接連絡をとって内容を確認した上で、行政文書の特定を行う。 FAXや電子メールの場合も考えられるが、主には口頭や電話によって確認している。
秋田県	有	複数	・ に関するいっさいの文書 ・ に関する記録すべて というように、具体的な文書が特定できない請求	イ 趣旨確認	エ 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	
山形県	有	複数	開示請求者が直接窓口に来た場合は担当課職員とともに話を聞いて開示請求したい文書の特定を行うが、郵送又はFAXで開示請求があった場合は記載内容がよく分からないことが多いため、請求者と連絡を取り、確認するようにしている。	ア 補正要求 イ 趣旨確認	イ FAX エ 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	の(ア)については、FAXで修正内容を確認しあうこともあるが、電話等で口頭確認した内容を開示請求書に書き込んで対応する場合もある。
福島県	無							
茨城県	無							
栃木県	有	H18.3	(土地買収に関して)に関する文書という語句が土地買収に関する行政資料のどこにも記載されていない単語であり、文書の特定や当該事務を担当する部署を特定することが困難であった。	エ 請求趣旨の確認と、請求書の文言の追加等を求めた	エ 口頭・電話	オ 趣旨確認に回答は行ったが要領を得ず、結果的に、請求人が求める文書は存在しなかった。	イ 文書不存在理由とする不開示決定	
群馬県	有	H18.3 H18.5	公開質問状への回答を求めます。	ア 補正要求	ア 文書	オ 3月の分の補正要求に関しては異議申立てがなされた。5月分の補正要求に関しては回答がなされたが、1回目の回答だけでは文書を完全に特定できず、その後再度の補正を行いようやく文書の特定がなされた(一部については、再々補正)。	オ 文書が存在しているものは開示及び部分開示決定を行った。請求者の主観だけで実際に文書が存在しないものは不存在決定を行った。なお、3月の補正要求に関しては補正がなされなかったため、却下決定を行った。	
埼玉県	有	H17.7	著作権に関する公文書の全部	ア 補正要求	オ 備考参照	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	本件は、電子申請システムを利用した請求であり、請求を受けた際に不明な点があったことから、電子申請システムから補正を要求した。
千葉県	質問県							
東京都	有	H18.7	医療法、医師法、生活保護法に基づく病院の開業許可、検査(監視)指定医療機関指定に伴う 都立として設立された国立 園、都立 病院の中に宗教施設(教会、寺院、神社)が建立されている事に不審に思わず合格してきた正当なる理由になる文書全文	イ 趣旨確認	エ 口頭・電話	イ 回答あり・文書不存在	イ 文書不存在理由とする不開示決定	
神奈川県	有	H18.7	医療用機器の入札関係書類	ア 補正要求	ア 文書	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	
新潟県	無							
富山県	有	H18.5	「平成 年 月 日から平成 年 月 日までの、協議会に関する行政相談の記録の全部」	ア 補正要求	エ 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	

特定困難な請求に対する対応調査結果

都道府県	(1)事例の有無	(2) 請求概要		請求への対応	手段	請求者の対応	決定	備考
		請求年月	請求概要					
石川県	有	H16.12	県税の滞納状況及び免除申請、処分延滞金、訴訟に関する資料一切 平成6年度～平成16年12月6日までの分	ア 補正要求	ア 文書	ア 回答あり・文書特定 イ 回答あり・文書不存在	ア 開示・不(部分)開示決定 イ 文書不存在理由とする不開示決定	
福井県	有	H18.7	福井県が、年度～年度の各年度において、事業を行う団体に対して提供した資金その他の援助の内容および提供先名 当該請求については、事業そのものを直接所管する部署が県にないことに加え、対象団体の特定もされていない中、県有施設の使用料減免や団体に対する講師派遣といったものまで含めて県全体におけるすべてを公開せよとの主張であった。	イ 趣旨確認	エ 口頭・電話	オ 本事例の場合、文書の検索(該当事案の存否自体の確認)に困難を伴うものであったが、こういう内容が知りたいという請求者の思いの回答はあったため、聞き取りした範囲での事案検討を行って対応した。	ア 開示・不(部分)開示決定	
山梨県	無							
長野県	有	H18.2	年月日に県監査委員から通知した文書に係る県関係の総ての文書	ア 補正要求	ア 文書	ア 回答あり・文書特定	オ 文書を特定することはできたが、対象公文書が大量であるため、決定期限を延長している。	
岐阜県	有	H18.8	県の事業に関する資料のすべて	ア 補正要求	エ 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	請求内容に関する対象文書の一覧表を請求者へ示して、必要な情報が入った公文書を特定してもらい請求書を補正した。
静岡県	有	H17.9	土地収用法第4条を引用した上で、「該当書類」とだけ記載した請求。	イ 趣旨確認	エ 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	
愛知県	有	H17.4	「職務に関連して作成したメモに基づいて作成した公文書」どの行政文書がメモに基づいて作成されたものが分からず、文書を特定することができない請求。	ア 補正要求	ア 文書	エ 回答なし	ウ 文書不特定を理由とする不開示決定	
三重県	有	H17.12	所定の決裁手続を経ないで、県が被告又は原告となった裁判において、裁判所に提出された準備書面証拠等の全ての文書	イ 趣旨確認	ア 文書	イ 回答あり・文書不存在	イ 文書不存在理由とする不開示決定	
滋賀県	無							
京都府	有	H16.12	「土木事務所における平成14、15、16年度の残業手当の支払い状況の判るもの 平成14、15、16年度の経費の支払状況」 ・残業手当とは時間外勤務手当と休日勤務手当の合計でよいか、また、個人別ではなく全職員に支給した各年度ごとの総額でよいか。 ・経費の支払状況については旅費、需用費、備品購入費が対象ということよいか。また、各年度ごとの支出総額でよいか。	イ 趣旨確認	ア 文書	エ 回答なし	オ 担当課が請求内容について、こういうことでよいかと請求者に提案した内容に対して、請求者がそれでよいと回答したものとみなして文書を特定し決定を行った	
大阪府	無							
兵庫県	有	H18.7外	「管内の法に関する全図書」というように、対象範囲が広すぎる請求	イ 趣旨確認	エ 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	
奈良県	有	H18.4	平成13年度以降の事務所全ての書類	ア 補正要求	ア 文書	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	
和歌山県	有	H17.4	不当な目的(宅地造成等規制法違反を認めさせる工事妨害)のために、県職員が、依頼業者に公表した宅地造成等規制法違反に関する情報内容	ア 補正要求	ア 文書	オ 開示請求者から補正する意思のない旨の回答があった。	ウ 文書不特定を理由とする不開示決定	
鳥取県	無							
島根県	有	H18.3	年度を特定しない(法人名)の財務内容のわかる書類一切及びそれに関連する書類一切、といった内容の請求。	ア 補正要求	ア 文書	ア 回答あり・文書特定 回答は必ずしも適切なものではなかったが、処理担当課が請求趣旨等を踏まえて特定した。	ア 開示・不(部分)開示決定	通常はイによるが、本件は対象文書が膨大となるため補正命令を行った。 問の回答がイ(趣旨確認)ならエ(口頭・電話)
岡山県	無							
広島県	有	H16.10	ある部署の分掌事務のほとんどに関する2年分のすべての文書の開示を求めるといった、文書特定が不十分な開示請求があった。	ア 補正要求	ア 文書	ウ 回答あり・文書不特定	オ 補正に応じないことを理由として却下決定を行った。	

特定困難な請求に対する対応調査結果

都道府県	(1)事例の有無	(2) 請求概要		請求への対応	手段	請求者の対応	決定	備考			
		請求年月	請求概要								
山口県	有	H16.6	「山口県が(株)へ発注した全ての工事(H14年、H15年分)」のように、一読しただけでは、公文書の種類、発注した出先機関等が特定できない請求	イ 趣旨確認	工 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	オ 請求に係る公文書が多岐・多量であり、内容の審査に時間を要するため、決定期間の延長を行ったが、審査中に請求者から取下げの申出があった。				
徳島県	有	複数	多くの請求において、文面だけで請求者が求める公文書を特定することは困難である。	イ 趣旨確認	工 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定 イ 回答あり・文書不存在	ア 開示・不(部分)開示決定 イ 文書不存在理由とする不開示決定				
香川県	有	H15.7	本県が当事者である訴訟に、本県が費やした公金の額(ただし事件ごとの額)がわかる行政文書	ア 補正要求	ア 文書	ウ 回答あり・文書不特定	エ 文書不特定を理由とする却下				
愛媛県	有	H18.4	「」を批判したの見解が新聞に掲載されている件について、その見解の是非などについて県で審議したことがわかる文書	イ 趣旨確認	工 口頭・電話	イ 回答あり・文書不存在	イ 文書不存在理由とする不開示決定				
高知県	有	H18.4	・平成16年、17年、町交付金配分一切の資料 ・4月10日 町役場、JA×× 指導内容 (単語の列挙のみで請求文書の特定が困難)	ア 補正要求	工 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	口頭で確認。窓口で追記。調査回答者に電話で確認			
福岡県	有	H18.5	市における糖尿病のためのウォーキングに際しての危険な犬について	イ 趣旨確認	工 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定				
佐賀県	有	H18.2	平成 年 月 日以降、に絡み、国、県、市町、関係会社が相互にやりとりした文書	イ 趣旨確認	工 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	事務取扱要領において、請求書の内容に不明確な箇所等がある場合には、請求の趣旨、内容を十分に聴取することとしている。また、補正の要求については、所定の様式による補正命令のほか、ファクシミリ又は電子メールによることができるものとしている。			
長崎県	有	H18.6	長崎市 木場で平成3年9月に襲来した台風により陸に打ち上げられた船が平成12年度前後に県によって撤去されたが、この作業に関する文書のすべて	工 備考参照			イ 文書不存在理由とする不開示決定	貯木場を管理する県の地方機関において、すべての保管文書を調査したが、それに該当する可能性がある文書はみつからなかった。			
熊本県	無										
大分県	有	H18.7	収監者から郵送で請求書が提出されたが文字が著しく乱雑で解読不可能であったため請求の内容が理解できなかった。	工 備考参照					収監者であるため書面による対応しか方法がなく、解読可能な文字で請求するよう期限を設けて補正命令書を郵送したが、期限を超過しても回答がなかったため、非公開決定を行った。		
		H17.3	「保健師さんが書いた台帳、又は相談の記録、家に来た日にちと担当者の名前(相談の内容、答え、指導)」という内容の請求が提出されたが公文書の特定ができなかった。							工 備考参照	必要事項「文書の発生年度、所属、誰の家に来た日にち」などを追加記入するよう期限を設けて補正命令書を郵送し再度にわたって電話連絡した、期限を超過しても回答がなかったため非公開決定を行った。
宮崎県	有	複数	の がわかる文書	イ 趣旨確認	工 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定	公文書が特定できない場合であっても、請求受付時にできるだけ趣旨確認を行っているため、ほとんどトラブルなく終了している。また、開示時に請求の趣旨と違うと請求者が言う場合には、口頭による概要説明や再度の開示請求等で対応しているところである。(請求書の補正について特化したマニュアルはない)			
鹿児島県	有		道路位置指定証明書に伴う申請時の道路位置図及びそれに類する書類一式	イ 趣旨確認	工 口頭・電話	ア 回答あり・文書特定	ア 開示・不(部分)開示決定				
沖縄県	有	H18.4	村域内における飛行場用地で昭和49年から平成10年頃までの間の記事の文書 他にもいろいろあります	工 備考参照			イ 文書不存在理由とする不開示決定	記載済みの公文書開示請求書を窓口へ提出したので、これでは意味がわからないと話し、請求の意図を聞き取り、文書のひな形を示し変更を求めた。			
集計	有	36		ア	16	ア	14	ア	21	ア	20
	無	10		イ	17	イ	1	イ	6	イ	10
	計	46		ウ	0	ウ	0	ウ	2	ウ	2
				エ	5	エ	18	エ	3	エ	2
				オ		オ	1	オ	4	オ	5
				計	38	計	34	計	36	計	39

特定困難な請求に対する対応調査結果

都道府県	(1) 事例の有無	(2) 請求概要		請求への対応	手段	請求者の対応	決定	備考
		請求年月	請求概要					
				複数回答あり		未回答・複数回答あり	未回答・複数回答あり	

諮問庁： 人事院総裁
諮問日： 平成17年 9月27日 (平成17年(行情)諮問第458号)
答申日： 平成18年 6月22日 (平成18年度(行情)答申第144号)
事件名： 国家公務員採用I種試験第一次試験ボーダーラインの不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成17年度国家公務員採用I種試験第1次試験ボーダーラインが記載された文書(以下「本件対象文書」という。)につき、請求に係る文書が特定できないとして不開示とした決定については、取り消すべきである。

(中略)

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、請求する行政文書の名称等の欄に、「平成17年度国家I種1次試験ボーダーライン」と記載された行政文書開示請求書により行われたものである。

これに対し、処分庁は、当該開示請求書に記載された文言では文書の特定を行うことが困難であるとして、審査請求人に二度にわたり補正を求めたが、審査請求人が応じなかったため、請求に係る行政文書が特定できないとして、本件決定を行った。そこで本件開示請求における対象文書の特定の可否について、以下検討する。

2 本件対象文書の特定の可否について

諮問庁は、請求する行政文書の名称等として本件開示請求書に記載された「平成17年度国家I種1次試験ボーダーライン」(以下「請求文言」という。)について、記述が抽象的で行政文書の特定が困難であるため、二度にわたり、期限を定めて、具体的に記載するよう審査請求人に補正を求めたが、審査請求人が何ら補正を行わず、請求文書を特定することができなかったことから、形式上の不備があるとして不開示決定を行ったと説明する。

これに対して、審査請求人は、採用試験におけるボーダーラインが何を指し示すかは自明であり、特定できない理由などは全く存在しないと主張する。

「ボーダーライン」とは、一般的に「境界線」を意味すると解され、請求文言及び当該開示請求のあて先が人事院人材局長とされていることから、審査請求人は、平成17年度の国家公務員採用I種試験(以下「国家I種試験」という。)における第1次試験に係る境界線が記載された文書を開示請求していると認められる。

通常、採用試験に係る境界線とは、当該試験の結果、合否等の判定を行う際に用いる基準のようなものを指すと考えられる。諮問庁は、このようなものとして、合格予定人数などの人数的なものや合格最低点などの点数的なものが想定され、それらが記載された文書は実際に存在するものの、国家I種試験は試験の区分が13あり、同区分ごとにそれらが記載された多種多様な文書が存在すると考えられることから、これらの文書のうち審査請求人がどのような文書を請求するのかが明確に示されない限り、本件請求文書は特定できないと判断したと説明する。

法4条1項2号に規定する行政文書を特定するに足りる事項とは、行政機関の職員が、開示請求書の記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足りると解されるところ、本件開示請求については、請求文言は抽象的ではあるものの、処分庁は、当該文言により少なくとも請求文書として、上記のように、合格予定人数や合格最低点などが記載された文書という一定の範囲の行政文書を特定することは可能であると考えられる。

したがって、審査請求人が処分庁の補正の求めに応じなかったために、本件開示請求に係る行政文書が特定できないとは言えず、開示請求書に形式上の不備があったとは認められない。

また、請求文言から該当すると想定される行政文書について、請求文書として妥当であるか否かについて疑義がある場合は、当該文書についての情報を審査請求人に具体的に示し、その意思を確認することも可能であったと考えられる。

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成17年11月11日（平成17年（行情）諮問第572号）

答申日：平成17年12月20日（平成17年度（行情）答申第505号）

事件名：文化、宗教、公益法人、社会問題の關係の文書の不開示決定に関する件

第1 審査会の結論

「文化、宗教、公益法人、社会問題の關係の文書で、特定団体等についての外務省内にある行政文書」（以下「本件対象文書」という。）について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

（略）

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1） 処分庁より補正依頼を受けたが、外務省のホームページ上に記載されている文書のみが開示が可能であると聞いた。しかし、開示を必要としている文書はホームページ上ではなく、ホームページ上に記載のものしか開示できないということには疑問がある。

（2） 文書を特定するよう求められたが、当方は文書を特定しており、これ以上のことをしようがない。結果として文書の特定に応じることは困難である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が平成17年7月3日付けで行った文化、宗教、公益法人、社会問題の關係の文書で、特定団体等についての外務省内にある行政文書の開示請求について、請求対象文書の特定が不十分であったため、異議申立人に対し平成17年7月11日付けで請求内容の補正の依頼を行った。これに対し、異議申立人は、平成17年9月4日付の書簡にて補正に応ずることができない旨主張したため、処分庁は、本件請求に対し平成17年9月16日付情報公開第02011号にて、補正の求めに応じないため不開示とする決定を行った。

2 不開示とした理由

異議申立人は、処分庁より提示された外務省ホームページ上に記載されている行政文書の中には、異議申立人が開示を必要とする文書がなく、また外務省のホームページ上に掲載されている行政文書のみ開示可能であるとの処分庁の説明にも疑問があり、対象文書を更に特定するための補正の依頼に応じることが不可能であったにもかかわらず、補正の依頼に応じないことを理由に不開示とした決定を不服として、本件決定の取消しを求めるものである。

しかしながら、当初異議申立人が提示した開示を請求する行政文書の名称等のみからは、本件対象文書が外務省の所掌事務のいずれに該当するものか判別できず、そのため外務省のいずれの部署が本件文書を保有・管理しているか判断することが困難であった。また、外務省の保有する全行政文書の中から、文化、宗教、公益法人、社会問題の關係の文書で、特定団体等について記載された文書を探索することは不可能であったため、処分庁としては、異議申立人が請求対象文書をより特定した形で具体的に提示することができるよう、外務省ホームページにおいて探索可能な行政文書ファイル管理簿を特定の参考となる情報として紹介しつつ、請求内容の補正を依頼したものである。異議申立人は、外務省ホームページに掲載されている行政文書のみ開示可能であるとの処分庁の説明に疑問があると主張するが、処分庁としては、外務省ホームページに掲載された行政文書一覧は、あくまで開示請求者による対象文書の特定の一助として示したものであり、ホームページに掲載された行政文書のみ開示可能であるとする説明は行っていない。また、処分庁としては、補正に応じられないとの異議申立人の意思表示を受けて、異議申立人による補正が行われなければ、請求対象文書の特定ができないとの格別の事情があったため、本件請求に対し補正の求めに応じないことにより不開示とすることを決定したものであるから、本件決定は妥当なものである。

第4 調査審議の経過

（略）

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、請求する行政文書の名称等の欄に、「文化、宗教、公益法人、社会問題の関係の文書で、特定団体等についての外務省内にある行政文書」について情報公開の請求をする旨記載された行政文書開示請求書により行われたものである。

これに対し、処分庁は、当該請求文言では文書の特定を行うことが不可能であるとして、補正を求めたが、異議申立人が補正に応じなかったため、本件開示請求には形式上の不備があるとして、本件決定を行った。そこで本件開示請求における対象文書の特定の妥当性について、以下に検討する。

異議申立人の上記請求内容は、外務省設置法に規定されている同省の所掌事務と照らし合わせても直ちに関連する事務を特定することはできないものであり、諮問庁が、本件開示請求文書が外務省の所掌事務のいずれに該当するものか判別できず、そのため外務省のいずれの部署が本件文書を保有・管理しているか判断することが困難であると説明することは是認できる。加えて、異議申立人の上記請求内容は、一般的概括的な記載にとどまっており、外務省の職員が当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を欠くものであることから、本件において法4条1項に規定する「行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認め難い。

したがって、処分庁が文書特定のために補正を求めたものの、異議申立人が当該補正に応じなかった本件において、諮問庁が本件開示請求に形式上の不備があると判断したことは妥当であると認められる。

2 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求につき、形式上の不備があることを理由に不開示とした本件決定は妥当であると認めた。